

律門における傳燈形成の時期をめぐって

〔Ⅱ〕

長谷部 幽 蹊

序

明の太祖洪武帝は、登極の初め仏道ならびに民間宗教に格別の関心を寄せ、その動向に注目し監視に力めたようである。帝はそのうち、禪・天台など伝統仏教を優遇し、特に佞仏者との評を奉られているほどである。しかしその真の意図が、新創の国基を盤石の固きに置き、皇図を永鞏ならしめ、兼ねて帝道の遐昌を実現することにあつたのはいうまでもない。そのため一方では仏道兩教に保護の手を差し伸べ、他方管理統制を加えるなどして巧みにこれを利用^①して民衆を教誨慰撫せしめ、国策遂行の一翼を担わしめた。そこでは仏教諸宗が独自に化門を伸張し、支派を繁衍なら

律門における傳燈形成の時期をめぐって 〔Ⅱ〕（長谷部）

しめるほどの余地は存せず、ために明代の初期・中期の間には、宗派の存在そのものが顕在的ではなかったのである。明末に至って、禪門では、先ず密雲法派が化を盛んにし、多くの分枝を生ずる動きを示すと共に、源流を敘して派の溯源由来するところを公示し、さらに法灯相統の次第を明らかにするべく、伝灯の録が相次いで編述されることとなった。因みに明清時代に編印された譜・灯録・史書の類いは、大部小部のを併せ、またすでに散逸して伝わらない逸書を含め、実に八十部の多きを数える。その纂輯事業は明末清初の間に集中しており、禅関係の書が大部分を占めている。宗派体制の整備の上で遅れを取った律門は、この面でも禅宗諸流に大きく差をつけられることとなったの

である。律門に燈譜燈録が成立したのは、禪門において該書がほとんど出尽くしてからのことであるといつてよい。

明代の初期以降、江南では杭州西湖北岸に位置した大昭慶寺が律学の淵叢をなし、洪武二十四年慶山大慧が朝命を奉じて戒壇を重建し、戒範を弘布して以後、伽藍は幾度か燬損の厄を蒙り、廢興常なき有様であったが、歴代の律祖によつて堂宇の营造、山門の修整がなされ、正統元年には慶雲漢章が登壇開戒したことが知られるが、それより数年を出でずして樸原智淳⁽²⁾（一四四三頃）が旨を奉じて開壇説戒し、天下の伝戒宗師と仰がれと伝えられている。この前後に昭慶律学は最盛期を現出したとみられるのである。⁽³⁾ところが嘉靖末年、事によつて天下の戒壇が全面的に封錮され、以後山門は久しく荒蕪に委することとなつたのであるが、明末萬曆中、古心如馨が五台山に得戒後南還して律学を中興し、杭州および金陵の名刹に拠つて戒法を開き、高く戒月を掲げて遠近に法雷を響震せしめた。それより南京の周辺に、南山の道が大いに賑起することとなつたのである。⁽⁴⁾

また河北の地では、遡つて正統中に知幻道孚が詔を奉じ

て京師西山慧聚禪寺（後の戒臺寺）に開壇説戒をなし、時に鳳頭祖師と呼ばれて帝に深く敬重を加えられた。⁽⁵⁾

明末に至り京師には、古心如馨に就いて受具し律学を専攻したと伝えられる大會永海（一六二八）があり、この地に戒法を闡化した。大會の生年は不詳であるが、師は萬曆の初め五臺より京師に赴き請われて愍忠に卓錫し、紫を賜い講經大徳に充てられているから、古心より早く世に出で法臘も高かつたに相違ない。師が古心に受戒したことがいわゆる以前からその道誉はすでに一世に高く、北京周辺の旧仏教の勢力を糾合し、この地域を代表する仏門の領袖であつた。師は愍忠寺に闡化すること久しきに及び、寺内に併存した両派の一分伝たる崇福寺派が不振に陥つた際、愍忠の旧号に復して第一代の祖に列せられ、住山五十数年に及んだといふ。⁽⁶⁾愍忠第二代太空滿も古心に就いて円具したとされている。以後北京の律寺に開法した師僧の大部分が古祖派の律を承けることとなつた。廣濟第一代となつた玉光壽は大會の嗣であり、同二代萬鐘（中）祿はその法孫に当たり、廣濟第三代道光正會は玉光の嗣、潭柘山中興第一代に列せられている振寰福は萬鐘祿会下の上足である。

このように北京では大會海祖派が教界に優位を保持していたが、律の伝灯の上では古祖派に連がることになっている。永海の伝には「因於郡平等寺落髮披緇。時慧雲精求毘尼、躡屨清涼、契念文殊、中興律法、海竊慕之、遂從受具云云⁸⁾」と見え、その後に入京の事が記されているが、萬曆以前に古心が弘律をなすことはあり得ないからこの記述は強ち正確とはみなし難い。少なくとも記伝の順序次第は妥当であるとはいえない。かといって神宗に優遇され、講經大徳として世に知られるようになってから、遙か後進に戒を受けたとするのも不自然であるとして年時を遡らせたとも考えられるが、反ってそれが捏造であることを露呈する結果をもたらしただといえよう。大會が古心に受具したとの説は、あるいは古心―太空の關係から、その師にまで遡及したものとも見られるのであり、それは北原に古祖派が圧倒的優勢を占めた時点にいわれるようになったと解することもできる。大會の法は師の寂後大いに振うには至らず、北京の律門も結局古祖派に統合されることになったようである。如上の説話は北京の教界の新たな動きを反映するものといえるであろう。『律宗燈譜』に大會を古祖下の分燈に配し

律門における傳燈形成の時期をめぐって Ⅱ (長谷部)

ながらも、やや遠慮勝ちに大會海祖派を別立し、三昧光祖派と対せしめているのは、⁹⁾暗にこの間の消息を物語るものと考えられる。この両派は明末清初の間、それぞれ教界に一勢力を形成し、律門が南北に相對峙していたことが知られる。後に見るように世祖が京師に皇壇を設立した時点には、愍忠寺に拠った大會海の法孫がなお化を盛んにしていたことが知られるが、康熙から雍正にかけて、三昧光祖派、とくに華山の律が優位を占め、法源たる金陵の古林、天隆を凌ぐ勢力を示した。その後の燈譜編述の事業にも各派の勢力關係の反映が認められるのである。雍正末、寶華山ではいち早く燈譜を世に出したが、『華山燈譜』と記述内容の上で大きく相違するところのない『律宗燈譜』が、改めて別に編述印行されたところに、長い伝統を誇る京師の律の名刹に拠って弘律の活動を展開していた大會海祖派に属する諸律師の、華山一派に対する強い対抗意識の現れをそこに看取することができる。とくに華山文海の勅召來化を機として、愍忠寺に法源の勅額を賜った後も、なお愍忠の旧称によって律の法灯を遞代相承して清末に及んだことが注目を惹く。大會海祖派と三昧光祖派は同源に出づるもの

であるとはいいながら、互いに拮抗して南北に化を張ったもので、少なくとも清初から乾隆中期頃までは、南京新律、北京新律(仮称)として、一応両派を区別して扱うのが妥当であると思われる。ここに取り挙げた『南山宗統』と『律宗燈譜』とは、律門の南北両派が依り所とする祖燈の譜であり、律学派演の昌を窺う上に、僅かに残された貴重な資料である。以下前後の時期における教界の動向との関連の下に、律門に燈譜が成立するに至った事情経緯を探ってみたい。

一 燈譜の纂輯から再編までの経緯

明末禪門では、源流を明らかにし法灯を確定して、宗旨を演暢する動きが活発となり、その結果、分枝の繁衍、宗門の盛大を見るに至ったが、これを承けて律門にも宗派復興の気運が高まり、古心門下の三昧寂光(一五八〇—一六四五)が、江南の華山に千華社を樹てて毘尼を闡化して以後、見月讀體(一六〇一—一六七九)定庵德基(一六三四—一七〇〇)松隱真義(一六五九—一七〇七)関縁常松(一六六四—一七一八)珍輝實琢(一六七五—一七二二)の諸

祖が次第相承け、その間杭州昭慶にも分枝を生じ、やがて千華一門が南山律宗に正統の位置を占めることとなり、その余は悉く千華の範則に遵うこととなったとされている。⁽¹⁰⁾しかしながら清初には、禪と律とが互いに相補相扶して、仏法を盛大ならしめる上に資するところがあつたようである。

例えば清の世祖は、順治十七年、勅して京師に皇壇を儲け戒法を開かしめたが、千五百人を数える戒子達は、先に愍忠寺において、第五代の住持普潤修律師の下でそれぞれ清浄の法器なるや否やの審問を受けた後、沙弥戒を受け、後六日を経て、同じく普潤律師に就いて比丘の戒儀に与り、さらに旬日を経て京刹慈壽寺において、浙江湖州府金車山報恩寺の住持、大覺普濟能仁国師玉林通秀禪師を戒師として、菩薩戒を授けられている。⁽¹¹⁾

先に行われた普潤律師を戒和尚とする授比丘戒の法儀について述べた文中には、三師七証の名は明らかにされていない。ただ僅かに玉林語録の巻首、勅書、勅諭に続く「皇壇戒牒」の、帝の師に対する優眷の深かりしことを述べた部分に、関連して触れられている程度であるが、それが皇

戒とされているからには、授戒の法儀の諸要件を充たした上で、如法に修せられたものに相違ない。この語録巻首の記は、専ら玉林の法化の盛を称揚し、師の行履を莊嚴するためのものであるところから、律門に関することは敢えて詳述しなかったということであろう。ところが慈壽寺における授菩薩戒儀に関しては、三師七証の名がいちいち列記されており、ここでは玉林と門下の高足が挙って羯磨・教授阿闍黎と、尊証阿闍黎に任じ、戒儀に与っていることが明らかにされているのである。この秋、戒徳円満をもって知られる河北律門の総帥と、正法を荷担し、仏祖の慧命を相続する江南禅門の驍將と、禅律両宗を代表する巨匠が京師の皇壇において共に授戒の事に当たったのであるが、それは清朝創業以来の大規模な宗教的行事であり、衆庶をして龍光の赫奕を仰ぎ見、聖化の無窮を頌美せしめ、兼ねて仏法の化益に浴するのを可能ならしめたものであろう。

ところで仏の行儀に遵う道としての戒学は定学と共に三学の一支を構成しており、学仏道の基本をなすものとして僧衆の等しく修習し来たったものであるが、これを単立の宗とし、灯を分ち門戸の盛を競うごときは、仏法の本色に背

律門における傳燈形成の時期をめぐって (Ⅲ) (長谷部)

くことになるといえるであろう。しかしそれは当時における教界の一般的風潮であった。

清初の禅門では、密雲法派が優勢を誇り、玉林の同学に当たる世代は十六人の得法者を数えるに過ぎないが、次の法孫の代に至って嗣法者が激増し、五百六十二人の多きを数え、禅門法化の最盛期を現出した⁽¹²⁾。密雲・漢月法派をはじめとする、こうした宗派の著しい繁栄は、他の諸宗ならびに禅門の別流を刺戟せずにはおかなかった。

明末に前代の遺制を承け、とくに宗統の譜を明示しなかった一流は、法系を中心に燈録が編成された段階で未詳法嗣の扱いを受けることとなった。その中には愍山徳清、達觀眞可、雲棲株宏といった禅教双通学徳兼備を以て知られ、世に敬重された当代の名匠が含まれている。それら諸師の法孫の代には、他に倣って法灯を樹て世系を明示するようになったが、律門の宗派化、分派発展の動きは、これと軌を同じくするものといえることができる。

律の系統では三昧寂光の頃から衣鉢の伝承がなされていたようで、やがてこれに戒本が加えられたが、定庵徳基は慈應眼聞を法器として印証したといい、玉文照碩はその嗣

に衣偈を付嘱したと伝えられ、松隱眞義はその嗣治牧洪建に衣鉢と共に源流を授けたとされている⁽¹⁴⁾。紫衣戒本が律学の真伝と目され、波離の命脈の伝授がいわゆるようになったことと併せて、明末以降に見られる禪門の風儀が律の内⁽¹⁵⁾部に浸潤したのは、律の学道者の多くが良導を求め、行脚して禪に参じたことが一因を為しているとみられるのであるが、反面それは、律の宗派化の急速な進行を暗示するものでもある。独り律門のみが時流に超然として孤高を保ち続けるのは、この際容易なことではなかったに相違ない。律を禪から判然区別し、それが伝統ある独立の宗であることを明証するもの、立宗の根柢をなすものは燈譜を措いて他にない。律に独自の法灯の譜が編述されたのは、こうした教界の動向を反映するものであった。文海福聚が勅召せられて皇戒に伝戒したことは、京師の律寺に拠って前代からの律の伝灯を併せ継承した京律諸流に対して、華山の律の優位を決定づけると共に、律宗の存在を内外に顕示するのに役立った。千華の一門はもはや律の一派たるに止まるものではなく、自ら本宗としての位置を占めることとなり、それが既存の華山燈譜を、南山律の宗統を明らかにする書

に編成換えする挙に連がったとみられる。それは時流への適応の姿勢を示すものでもあった。というのは、清初に在って諸宗派が簇出繁興した状況の中では、僧衆の数の多寡が社会的影響力の如何を決し、またそれが宗としての価値を定める基準とされ、宗派に対する社会的評価が、法嗣の数に左右される傾向が現実に認められたからである。しかしそれには一分の危険な要因が含まれていた。

清代に入って急速に宗勢を伸張せしめた三峰法派は、文海が召に応じて入京授戒したその年、雍正十一年に沙汰を蒙り、鍾板を撤せられ、一門諸師の開堂説法が禁止されるの悲運に遭遇した⁽¹⁶⁾。清朝政府は、仏門をはじめ伝統的宗教、民衆宗教の動向に関心を示し注目していたが、そのうち勢力の殷盛なもの、また強大化の恐れあるものは、つとめて抑圧排墜せしめ、弱体にして無害なるものを引援揚起しようとしたようで、これは清朝の硬軟両様的手段による、宗教管理統制策の一環をなすものであったといつてよい。教界にこうした勢力の隆替変動が見られる中で、律門に一派の灯譜が編述され、やがてこれを整備して律門の全体を覆う宗統の書が成り、これと併行して宗派化がさらに促進さ

れたとみられる。古心は剃度の師素庵眞節が依拠した演派偈の第十如字に従い、自ら遂に立派することはなかったと伝えられている。文海自身は必ずしも律宗派に与する者ではなかったが、この時点で一門の衆僧に準拠すべきものを明示せず、それぞれ嗣に一任すれば、やがて法流の汎濫を将来し、掃一するところなきに至るであろうと考えて、遂に修譜の挙に及んだという⁽¹⁷⁾。恐らくそれは、時勢の趣くところ、好むと好まざるとに拘らず立字定派するのが避け難い状況にあると判断し、燈譜編述の業に着手したもののようである。

二 一山の燈譜から宗統の書へ

大谷大学蔵本では、初めに「影印南山宗統及律宗燈譜啓」と題する計四百八十一字から成る啓文を以て影印の経緯を述べ、文末に發起人たる普泉等六師の法諱を連署し、次に原本の巻首にあったと思われる、景考祥が雍正十一年に撰述した序を載せている。ここには単に序と記されているだけであるが、『昭慶律寺志』には「寶華山燈譜序」として⁽¹⁸⁾同文の序および撰述の年時「太簇月上浣既朔」（正月上旬

律門における傳燈形成の時期をめぐって Ⅱ（長谷部）

二日）の部分までが転載され、終わりに古祖下第六世の祖儀微隆覺寺治牧洪建の手に成る「華山世譜序」が収められている⁽¹⁹⁾。なおこれは、乾隆七年嘉平月除夕前三日（十二月二十八日）に書かれたものである。続いて文海福聚が新たに筆を取って書き下ろした「千華法派説」が、さらに六佛をはじめ西天東土歴代諸祖の芳躅が叙せられている。これによって「寶華山燈譜」なるものが、先ず雍正十一年に纂輯され、乾隆七年に次印本ないし重刊本が出で、乾隆九年に至って補刻本が印行されたいことが推測される。因みに民国影印本は、乾隆九年に改修された『南山宗統』の補刻本によって複製されたものであろう⁽²⁰⁾。

この書は少なくとも乾隆七年までは「寶華山燈譜」ないしその別称とみられる「華山世譜」の名で知られていたようであるが、先に述べたような事情で、書名が「南山宗統」と改められることになった。それは文海が京師に皇壇を開設してから凡そ十年後のことである。乾隆三十年に潭柘山の恒實源諒が編述した『律宗燈譜』の縁起には、「千華主人文海福聚、於乾隆初年、輯南山宗統一云々」と記されているところから、「千華法派説」を付して補刻が為された

乾隆九年の時点に、「寶華山燈譜」が「南山宗統」と改称されたのではなからうか。⁽²¹⁾ 前記初年を漠然とした時期の表示とみなすとして、高宗の治世が六十年に垂んとしているところから、九年を初年と記するのは強ち不当ともいえないが、それより以後を含めるのは躊躇される。雍正十一年に印行された「寶華山燈譜」の律祖の譜では、東土二十一祖に列せられる曇摩迦羅 dharmakāśa から始まっており、現行の『南山宗統』に見られる過去七佛以下は含まれていなかったようである。中国における律の伝灯を述べるに当たり、曇摩迦羅から始めれば灯譜としての形式は一応整うことになる。⁽²²⁾ この書はもともと千華第一世から第九世に至る華山の世系を敘するのを目的とした、小冊の家譜のごときのものであったから、初めはこの程度で可とされたものと思われる。ただ寶華山燈譜といえは華山一流のみに限定され、南山宗統、南山律の宗統の書というのと、ことばの響きに大きな差違が認められるのであり、事大主義を取るといふのでなくとも、包摂する範圍が拡大するに従って、書の権威も自ら備わることになる。ところで律の全体を覆う宗統の書ということになれば、律源・宗本の詳細を明らか

にし、体裁を整えることが必要になる。過去七佛や西天の伝灯を収めたのは、相互に深い関わりをもった禅門の伝灯系譜の影響ともみられるが、伝南山律宗の諸律師を網羅し、諸方の律寺に演化弘律した列祖の遺行道範を録するなど、大巾な増広補足をなし、律の宗統の書に相応しい内実を具えたものとしたのは、律門の宗派発展の必然的帰結であり、宗統観の変化を反映するものであるといえよう。

けだし宗派の発展のためには、禅門各派で行われたように、源流頌を製し、それによって字派を立てるのが有効な方策であると考えられる。「千華法派説」にはこれに対する見月の毅然たる態度を示す挿話が引用されている。以下にその梗概を述べることにする。

見月の同戒が、ある時普段の任務を遂行するのを容易ならしめるため、法名を変えて欲しいと三昧光師にお願いした。⁽²³⁾ 衆く同戒がその言に従って方丈に行き、先を争って師を礼拝して名を求めたが、見月だけは独り後に退き和尚を頂礼していった。某は披剃師の指示によって出離の道を滇南の詢和尚に得たものである。大戒を受けることを乞はんに、もし披剃師がいなか

つたとしたら、剃髪出家もできなかったのであり、まして受具して僧となることも叶はない。和尚の慈悲に縋って旧名を称することをお許し頂きたい。某をして根本を忘れしめず、身を終るまで仕えさせて頂きたい。

と懇願したというのである。それに対して三昧は、自分にも同様な経験があるとして、旧名を称することを見月に許した、といった趣旨のことがのべられている。⁽²⁴⁾

そうした事があって定庵以下凡そ四世の間は俱に立派することはせず、それぞれ剃度に従ったとされている。これが律門に、宗派と宗派としての発展を大きく遅らせる結果を招いたとも考えられる。禅宗諸流が三壇授戒の法を確立して、一門の求戒者を対象に効率的に授戒する態勢をとつたのに対し、宗教宗派の別なく大戒を授けるのを建て前とする律宗にとっては、これが正道とされたのであろう。文海が開法した頃には、律の教団は態勢の立ち遅れを挽回するため、名分を正すことを口実に、譜系を編成することが必須とされていたものようである。その前段階として、福字以下四十八字が衍べられ、演派がなされている。『寶華山燈譜』および『南山宗統』の編述は、律門における宗

律門における傳燈形成の時期をめぐって (II) (長谷部)

派化の魁を為すものであり、教界の動向を踏まえた時期相応の対策の一部をなすものといえるであろう。

三 『宗統』『燈譜』の構成

『南山宗統』と『律宗燈譜』(以下宗統、燈譜と略記)の両書は相互に共通する点が多く、密接な関連を有しているが、暗に清朝律宗南北二派の主張を含んでいる。なお本稿〔I〕の末尾には両本の紙数の異同について大概を述べた。大きな相違点はこれによって明らかであるが、さらに個々の問題を当たりながら、全体の構成と書の内容について概観したい。

『燈譜』の編者は、『宗統』の巻一に収める過去七佛を省いて載せず、七佛中より釈迦牟尼佛のみを抽出し、西天佛祖としてその第一に置き、優波鞠多までを収める。また『宗統』の巻一、「律源」の「佛在世時云々」から「箴規」までの十二行一百九十二字は、ただ宗統のみに録され『燈譜』には存しない。『宗統』にいう西天六祖は禅門の伝灯祖師と一致するが、ここには僅か五尊者の名を挙げているのみである。西天の伝灯については余り顧慮されることがなか

つたもののように、いささか不備の感を免れない。

卷二「宗本」の条、十九行三百二十三字が『宗統』にあつて『燈譜』には欠けているが、東土祖師については配列構成が両本ともほぼ同じで、文辭に一部出入が認められる程度である。⁽²⁵⁾その他目録に挙げる律師の名に相違が見られるなど若干の小異が存する。いま『宗統』に収録される律祖について概数を挙げると、卷三の首部に傳南山宗として、古心の法嗣十一人を録し、次いで愍忠寺第一世から第六世までが八人。さらに太原五臺山聖光永明寺に拠つた聖光寺第一世から第十六世まで十七人。および金陵古林庵に灯を継いだ古祖下の三師、古林第二世から第七世に至る十人、併せて四十六人を録し、

卷四に千華第一世三昧寂光の法嗣十八人。

卷五に千華第二世見月體およびこれと同世代の三師の法嗣七十五人。⁽²⁶⁾

卷六、千華第三世定庵德基の法嗣および德基と同世代の計十四師の法嗣百五十五人。

卷七、千華第四世松隱眞義およびこれと同世代に属する計六十五師の法嗣二百十六人。

卷八、千華第五世閔縁 松の法嗣およびこれと同世代に属する計六十五師の法嗣三百十九人。

卷九、千華第六世珍輝實球およびこれと同世代に属する計六十師の法嗣二百十九人。

卷十には、千華第七世から第九世までが含まれるが、そのうち第七世は、文海福聚および同世代に属する計三十六師の法嗣百九十五人。同卷、千華第八世およびこれと同世代に属する計三十三師の法嗣百四十七人。

同卷、千華第九世渾儀圓先およびこれと同世代に属する計十六師の法嗣五十一人。の号諱と一部略伝が収録されている。

以下『宗統』『燈譜』両本について、書の主体を為す、中興律祖慧雲馨門下の六師をはじめ、見録の伝灯諸祖の配次および相互の異同出入を表示し、考較の便に供したい。

『宗統』の記述には、律祖の称呼に不統一が認められ、世代の配列順が前後しているなど形式上十分整備されていないところがあるので、ここには便宜上『燈譜』を上、『宗統』を下に配置することにした。

なお丁数の下に記したアラビア数字は、新文豊出版公司影印本『律宗燈譜』の通しの頁数を表す。世数の表示に際し、前と同じ場合は記を省いた。

12 11 10	9 8 7 6 5 4 3 2 1	通番	律宗燈譜	南山宗統
古祖下 第3世	古祖下 第2世	世代数		
見月體 玉光壽 太空滿	隱微理 大圓曇 瀝空磬 東滄福 茂林祇 澄芳清 三昧光 大會海 蓮宗相	号諱	卷・丁数・頁数	卷・丁数
二一七 二一八 二一九	二一三 二一二 二一一 二一〇 二〇九 二〇八 二〇七 二〇六 二〇五 二〇四 二〇三 二〇二 二〇一	二一三 二一二 二一一 二一〇 二〇九 二〇八 二〇七 二〇六 二〇五 二〇四 二〇三 二〇二 二〇一	36 35 34 33 33 32 30 30 29	三一五 三一四 三一三 三一二 三一〇 二九八 二九六 二九三 二九二 二九一
38 38 37	四一 二			

律門における傳燈形成の時期をめぐって (II) (長谷部)

29 28	27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17	16 15 14 13
古祖下 第5世	古祖下 第4世	
止安越 振寰福	長安增 心空學 獨愚賢 碧天淨 慧宗秀 宜潔玉 湛一澄 成拙德 定庵基 道光會 萬鍾祿	印含璞 一齋壽 香雪潤 無學幻
四一八 四一六	三一三六 三一三五 三一三三 三一三〇 三一二七 三一二二 三一二〇 三一〇七 三一〇九 三一〇八	二一九 二一八 二一七 二一六
71 70	62 62 61 59 58 55 54 53 49 49 48	43 43 42 42
	三一又一五 三一三三 五一二四 五一二二 五一一九 五一一五 五一〇三 五一〇〇 五一〇三	三一又一五 四一〇 四一〇

律門における傳燈形成の時期をめぐって (II) (長谷部)

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
古祖下 第六世																	
洞初林	藏林華	蓮城融	宏範訓	利咸圓	靈躍潛	友曇範	桂昌祥	明極智	省愚慧	壇波證	撫生倫	僞文璣	松柏徹	眼聞明	玉文碩	松隱義	德彰林
五 一 二 五	四 一 四 九	四 一 四 七	四 一 四 五	四 一 四 四	四 一 四 二	四 一 四 一	四 一 三 九	四 一 三 八	四 一 三 六	四 一 三 四	四 一 三 一	四 一 二 九	四 一 二 八	四 一 二 七	四 一 二 五	四 一 二 一	四 一 二 〇
101	87	86	85	84	83	83	82	81	80	79	78	77	76	76	75	73	72
	三 一 一 六	三 一 又 一 三	六 一 三 〇	六 一 三 二		六 一 二 八	六 一 二 五	六 一 二 三	六 一 又 二 三	六 一 二 一	六 一 一 七	六 一 一 五	六 一 一 三	六 一 一 三	六 一 一 〇	六 一 一 六	

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
縁鶴宏	聞慧智	智宏理	天慧能	不群一	洞聞徹	慧徹福	紋玉慧	瑞林暉	自庵泰	朗清和	葉屋懿	璇璋觀	治牧建	閔縁松	恒實諒	毓安福	本然壽
五 一 五 九	五 一 五 八	五 一 五 六	五 一 五 五	五 一 五 四	五 一 五 三	五 一 五 二	五 一 五 〇	五 一 四 八	五 一 四 六	五 一 四 四	五 一 四 三	五 一 四 〇	五 一 三 九	五 一 三 五	五 一 三 二	五 一 三 〇	五 一 二 八
118	117	116	116	115	115	114	113	112	111	110	110	109	108	106	104	103	102
三 一 一 四	七 一 三 四	七 一 又 二 四	七 一 三 六		七 一 三 二	七 一 三 一	七 一 二 九	七 一 二 七	七 一 又 二 五	七 一 二 三	七 一 二 三	七 一 二 〇	七 一 一 七	七 一 一 四			

律門における傳燈形成の時期をめぐって (II) (長谷部)

82	81 80 79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66
古祖下 第八世	
文海聚	靜觀瑞 琮璋琳 雲浦珠 珍輝球 敷和悦 覺然善 僧樹培 大禱果 曉聞長 牧山省 太初照 曉雲起 慧海深 御章注 廢 <small>マ</small> 如和 悟明開
七一三一 168	六一三五 六一三七 六一四二 六一四五 六一四八 六一五〇 六一五一 六一五二 六一五四 六一五八 六一六一 六一六三 六一六四 六一六五 六一六七 六一六八
九一三	八一三五 八一三七 八一四二 八一四五 八一四八 八一五〇 八一五一 八一五二 八一五四 八一五八 八一六一 八一六三 八一六四 八一六五 八一六七 八一六八
	152 152
	八一二二 八一二七 八一又二三 八一二七 八一一九 八一二七 八一二五

96 95 94 93 92
古祖下 第九世 (八千華)
理筠言 天月實 德增賢 昭月貞 坤傳微
八一二〇 八一二二 八一二五 八一又(二九) 八一又(三一)
186 187 189 191 192
一〇一二 一〇一五 一〇一九

※※ここには『律宗燈譜』目録の記に従う。但し碧淳は聚用の嗣、源長は文海の嗣なるを以て古祖下九世に列するを妥当とす。

91 90 89 88 87 86 85 84 83
岫雲清 宏濟融 智朗元 蒼塵林 靈峰住 印可貴 聚用文 碧淳環 <small>※</small> 涵空長 <small>※</small>
七一三五 七一三六 七一三七 七一三八 七一三九 七一四三 七一四四 七一四五 七一四六
170 170 171 171 171 172 174 174 175 175

律門における傳燈形成の時期をめぐって (II) (長谷部)

101	100	99		98	97
		(九千華世)		(八千華世)	
		遇隆升		德滋泰	
		崧巖修		復聞廣	
		箇中意			
		一〇—四四		一〇—三〇	
		一〇—四五		一〇—三二	
		一〇—四六		一〇—三一	

これによって『宗統』に計六十六人⁽²⁷⁾、『燈譜』には九十六人に上る律祖の伝が収録されていることが知られる。なお『宗統』は千華法派、『燈譜』は古祖下の世代を立てているが、『燈譜』巻八に収める徳増賢の伝には例外的に千華八世を冠称している。恐らくこの部分は、後に『宗統』所収の師の伝を採って補入したものであろう。また上掲の表の末尾に載せる徳滋泰から箇中意までの五師は、『宗統』のみに録せられるところであるが、世数の記述が明確になされていない。徳滋、復聞の両師は「性」字輩に属するか、天月、徳増等と同世代、従って千華八世とみてよいであろう。福聚が追加編成した法派偈では、「福性圓明云々」

となっており、崧巖、箇中はともに「圓」字輩であるから、両師が千華九世たることは明白である。遇隆は天月の嗣とされているから、それより一代下がり、同じく千華九世代であるとみられるが、師の諱は了升であったというから、千華派の輩字によっていない。前記見月の場合のように、剃度師との関係が考えられる。律門ではこの時点でおお字が統一されていなかったことを証する事例と見るべきであらうか⁽²⁸⁾。

結

清代の雍正期に律の一門では、禪に倣って法灯を確定し字派を立て、宗としての内実を整備しようとする動きが顕在化すると共に、それがここに見る『華山燈譜』から「南山宗統」、さらに『律宗燈譜』の編述印行という形で具体化した。けだし立宗派のことは明末禪門の密雲法派に始まり、以後嗣法関係未詳の流を含め、仏門の諸流が相共に実現を期待した大事業であった。

ただ律宗では、禪門のように、大覚円満の心に契当し、印証せられて祖師位に上り、宗旨を挙揚するという形をと

ることはしない。律師にして禪門を叩いて永年に亘り修行を続け、印証されるに至った例も少なしとはしないが、それが律門の本道でないことは自覚されていた。因みに明末には禅律両宗がなお未分化の状況にあり、相互に密接な交渉、僧徒間の出入が存し、身分にも流動性が認められる。律寺に身を置きながら、嗣法して仏祖の命脈を保任しようというほどの力量を具えた者は、結局禪門に奔り、その一派に席を連ねるのを余儀なくされた。その間の事情は、律師にして、しかも済宗の法統を紹介兼宗の祖として位置づけられている漢月法蔵の伝からも窺い知ることができるのであり、禅律両宗の燈を承け、それぞれ輩字を兼ね称している例も見受けられる。

文海の「千華法派説」には先に述べたように、具足戒を受ける際、別に名を求める者があったことを伝えている。恐らくその多くは律寺で修学し、将来同派の律師として立つ意志を有した者達であったのであろう。およそ受具といふのは比丘の資格を得るための各宗に通有の法儀として中土に長く行われてきたのであるが、受戒後戒子達は所出の寺院に還り、剃度派に帰属することが多かつたようである、⁽³⁰⁾

律門における傳燈形成の時期をめぐって (四) (長谷部)

その点で律宗は禪門その他に比べて、宗教集団としての団結が稀薄で、固定性に欠けるところがあつたとみられるのである。かといつて受戒の段階で、宗派の所屬關係が多岐に亘る戒子達を同一の輩字で縛り、宗内に引き留めることもできない。そこに律の、宗としての建前と、宗派の現実との間に抜き難いジレンマが存したとみられる。ただ受戒後その宗派から離れても、戒子は戒和尚に対し、稟戒と弟子と称して相應の敬意を払うのが常であつた。明末元賢の会下にみられるように、嗣法の弟子、単なる受戒の徒の他に、付戒の弟子を特定して会下に置く⁽³¹⁾のも、この面での打策であつたと考えられるが、律門としては屋上屋の感もあり、宗の建前にそぐわぬところがあつたのであろうか、類似の例あるを見ない。

文海が時流に従つて、遅れ馳せながら千華の法派を立て、燈譜を編述して宗派の基礎固めをしようとしたのは、教団態勢の現実的立ち遅れを挽回するためであつたとみられる。ただ上掲の表からも明らかのように、『華山燈譜』は後に再編されて『南山宗統』を称するに至つたが、それはなお千華の伝燈を敘するのに重点を置いたもので、依然として

一門の灯譜としての性格を担っていた。⁽³²⁾これを補訂するべく編述されたのが『燈譜』であった。

明末清初の京刹における律の学道者達は、いち早く開壇授戒を公許された古祖およびその一門の律師について受具せざるを得なかつたのであろうが、それはそれとして、受戒後も自らを大會海祖の法に連がるものとして位置づけていたと思われる。この法派の存在がほとんど有名無実化していたにも拘らず、千華派に対して別立されている理由もそこに見出される。文海福聚が召に応じて北上し愍忠寺に開壇授戒をなし、法源の額を賜い天月實を止めてここに千華の法燈を続けしめて以後、北京においても千華派の優位が決定的となり、この地域の律寺の多くが天月の門下で占められることになる。しかもなお『燈譜』の巻末に第一代大會から、第十三代慧寛に至る愍忠寺傳燈祖師の名が挙げられているのは異とすべきことである。⁽³³⁾それは曾て崇福寺系と愍忠寺系が分立していたように、同寺の内部に、旧愍忠寺系と法源寺系の二派が併存していたことの一証であるとも考えられる。

律の伝灯は、古祖下第十一世以降については伝えられる

ところがないが、恐らく咸豊初年に起こった太平天国の乱によって律寺も壊滅的打撃を蒙り、他の仏教諸宗と同様に衰替の一途を辿ることになったからであろう。しかしこの末流はその後も一炬の残灯を掲げ、中華民国期には「南山祖教」の名で呼ばれ、⁽³⁴⁾僅かに命脈を保持していたことが知られるのである。

注

- (1) 拙著『明清仏教教團史研究』第二章第一節、第四節。
- (2) 瑜謙『新續高僧傳』卷二十八、明律篇第四之二、佛教大藏經 第一六一冊。
- (3) 『大昭慶律寺志』卷八一五、六。中國佛寺志 16所収本。
- (4) 古心が昭慶に至って登戒説戒した際、承芳は師について戒を授けられたという。『律宗燈譜』では、承芳とし、靈隱において受戒せんとしたが疾によって果し得ず、後日改めて一時に三壇戒を受けたことをいう。
- (5) 『律宗燈譜』卷一―三九。
- (6) 『新續高僧傳』卷二十八、明律篇第四之二。
- (7) 金代には開性が廢を挙げ、禪学の道場として再興したと伝えられる。『新續高僧傳』卷三十六、靈感篇第一六之一。
- (8) 前掲書、卷二十八、明律篇第四之二永海伝。

- (9) 『律宗燈譜』卷四一、卷五一、欄外の冠註。
- (10) 『南山宗統』巻首「千華法派説」四。慧嶽「律宗教義及其紀傳」「現代佛學叢刊」八八一―一九六。
- (11) 音緯等編『普濟玉琳國師語録』同治十二年、慧空經房印行本。
- (12) 拙稿「明清佛教研究資料」(人名索引) 少林第三十八、三十九世の項参照。
- (13) 前掲『明清佛教教團史研究』第十一章第一節。
- (14) 『律宗燈譜』卷五―三九。
- (15) 「縁鶴照宏」伝、前掲書卷五―五九。
- (16) 拙稿「三峰一門の隆替」〔Ⅲ〕三四六頁以下。愛知学院大学論叢『一般教育研究』第三二卷第二号。
- (17) 『南山宗統』巻首「千華法派説」第六―七紙。
- (18) 卷十一―十八。中國佛寺志 四所収。
- (19) 但し華山志では、癸丑の下の「年」字と官職等の記が省かれている。
- (20) 現行の影印本には文海寂後の記を多く含んでいるからである。下限の年時は乾隆四十三年であるが、あるいは千華第九世に列せられる、遇隆升の門人の手で補刻がなされたとも考えられる。
- (21) 影印本、宗統の啓文には、乾隆七年に、文海が『南山宗統』を編述したことに言及されているが、そこでは治牧序の題記が考慮に入れられてはいない。文海自身も七年の時点で

律門における傳燈形成の時期をめぐって (Ⅱ)(長谷部)

- は、燈譜の称を用いている。師の「燈譜縁起」中に、「開南山宗統新面」の語句が見えるが、これは書名に関して述べられたものではない。しかし後にこれが典拠となった可能性は十分考えられる。
- (22) 曇摩迦羅は、嘉平中洛陽の白馬寺において『僧祇戒心』(逸)を訳出したと伝えられており、漢土における戒法の創始者と目されているからである。師が『四分羯磨』を出したとの説もあるが伝本を見ない。
- (23) 原文には、「以常隨任事云々」と見えている。以便は接続詞で、「下文の頭に用いられ、下文にいう所の目的を容易に実現させることを表す」とされている。香坂順一『現代中国語辞典』ほか。
- (24) 素庵真節の法派偈は、「眞如性海寂照云々」となっているが、三昧の師の諱の上字「如」に続く「海」が、たまたま剃度師の諱と一致するため、海を超えて「性」字を取るのを敢えて避けたという訳である。『南山宗統』巻首、「千華法派説」第六紙以下参照。
- (25) 『燈譜』は文綱伝末尾「並」字の下を「稱爲南山祖云々」に作る。また澄楚伝文末「八千餘人」に続いて、『宗統』には「系曰云々」の計一百五十八字あり。
- (26) 但しこれら諸祖の法嗣の數に多寡あり。また嗣あるも嗣なきもあり。以下についても同じ。
- (27) このうち一人の伝が二ヶ所に亘っているもの一例あり。

律門における傳燈形成の時期をめぐって (II) (長谷部)

(28) 千華派は三昧光を祖とするが、事実上派を立て字派を定めたのは文海聚である。こうした現象は立派後未だ日が浅かったことにもよるのであろう。前掲「千華法派説」、『律門祖庭彙誌』宗派十一。

(29) 他に晦山戒顯のように、『律宗燈譜』に律師として古祖下第三世に列せられ、同時に具徳から付法され、南岳第三十四世の祖師の列に加えられる例もある。ただ『燈譜』は、兼宗の祖師であることをいわない。

(30) 近代の中国では、戒子達の大部分が見習修行から受具までの三ヶ月間叢林に留まり、戒牒を受けると直ちにそこを立ち去ったところ。Prip-Møller J., *Chinese Buddhist Monasteries*, p. 304.

(31) 『永覺元賢廣録』卷十六、卅續藏一―二、三〇―三(一一) 二(二九二c。卷二十三、三三二b、卷三十、三九四c。

(32) 前掲の表、通番10 11 17 18 28 29 30 47 48 49 50に相当する者は、何れも北京の律寺に開法した師僧達である。ただそれらが無伝のままとなっているのは必ずしも宗派意識に基づく所為ではなく、たまたま資料が入手できなかったためであろう。この時点ではなお南北の律門が互いに疎縁であった事情を窺わせる事実であるとも考えられる。

(33) 拙稿「明清兩代の交における律宗再編成の過程について」『愛知学院大学教養部紀要』第三七卷第一号、二、(1)

(34) 『釋氏六帖』後序 佛教大藏經、第一一二冊所収。

付記

本稿は当初、一回完結の形で書き上げたものであるが、脱稿後、『禪研究所紀要』第二十一号を、田島博士傘寿記念号とすることが委員会の席で決定し、広く有縁の方々には協賛願って、なるべく多くの論文が収載できるよう枚数制限の措置が取られることとなった。それを承けて本稿も、後半の一部を削り、計画もたたぬまま、次号に回すことにした。

続篇を出す段になって、残りの少部だけ載せるわけにもいかないのので、改めて稿を起こし、序および二、三節を付加することにした。その結果、記述が一部重複したり、前篇との脈絡関係、論旨の一貫性、整合性を欠くなど甚だしく読み難いものとなってしまった。今となっては、ただひたすらに平身して御寛恕を乞う他はない。

槃談